

令和7年度藤山町周辺における地下水調査業務

【質問1】

仕様書の「5 分析方法」について、(2)及び(3)の分析方法に関し「」内の文言が逆ではないですか。

【回答1】

ご指摘のとおりです。仕様書を修正しておりますので、ご確認ください。

【質問2】

ダイオキシン類の報告書は「特定計量証明書」「試験報告書」のどちらでしょうか。また、「特定計量証明書」としての報告の場合、今回のダイオキシン類の分析については、地下水であるため「環境水」しての「特定計量証明書」の認識でよいでしょうか。

(「5 分析方法」にて、(3)で排水基準とあるため「排水」の「特定計量証明書」で良いのか判断できないため)

【回答2】

報告書は「特定計量証明書」です。計量法第121条の2に基づく特定計量証明事業「ダイオキシン類濃度(水質)」の認定の小区分に関しては、「環境水」と「排水」のどちらで計量いただいても構いません。